

学校で予防すべき感染症について

学校保健法によって出席停止になる主な疾患は以下のとおりです。

これらの疾患に罹患したときは、直ぐに学校に連絡し、医師の指示する期間の出席を控えてください。また、医師の指示により登校を再開するときは、「学校で予防すべき感染症による欠席者の届け」を医師に記入してもらい、学校に提出してください。

	対象疾病	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 バスト 鳥インフルエンザ※1 その他	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、または舌下線の腫脹が発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核および髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症※2	感染のおそれなくなるまで

※1：病原体がA属インフルエンザで、その血清亜型がH5N1であるものに限る。

※2：その他の感染症（**感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症**など）は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第3種の感染症として緊急的に措置をとることができるものです。そのため、「その他の感染症」に罹患したとしても、直ちに出席停止になるということではありません。